

枚方市ふるさと寄附金推進事業プロモーション業務委託 仕様書(案)

1. 目的

インターネット広告やSNS等を活用し、枚方市（以下、「発注者」という。）が運用するふるさと納税制度の魅力・特色について効果的・効率的にプロモーションを展開し、寄附金額・寄附件数の増加を実現するとともに、発注者及びふるさと納税返礼品提供事業者等の活性化につなげることを目的とする。

2. 契約期間及び支払い方法

契約期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

支払い方法：完了払い（一回）とする。

3. 業務内容

- (1) 発注者の寄附実績状況や人気の返礼品、市場の流行といった統計情報の分析を行うとともに、受注者が有する独自のノウハウやアイデアを活用し、積極的にPRすべき返礼品やターゲット（地域・世代等）を設定するなど効果的・効率的なプロモーション戦略を提案すること。
- (2) 受注者は（1）の提案に基づき、下記を例とするインターネット広告等を実施すること。
なお、インターネット広告等を行うために必要となる画像素材等（以下、「成果品」という）は受注者が調達・作成し、発注者の確認を得ること。
(例) 楽天RPP広告、リスティング広告、ターゲティング広告、ディスプレイ広告、SNS広告
※ただし、発注者が各ふるさと納税ポータルサイトに直接支払うサイト内広告費用を計上しており、本予算を活用した広告戦略の提案・実施についても受注者の業務内容に含む。
- (3) 受注者は（2）の他、下記を例として、寄附の拡大に向けたプロモーション施策を発注者と協議の上で実行すること。
(例) ・ふるさと納税ポータルサイトに掲載する返礼品画像の撮影・サムネイル作成、ライティング
・寄附者へのメールマガジン送付
・ふるさと納税PR専用SNSアカウントの開設・運用
・パンフレットや雑誌掲載など紙媒体の作成
- (4) 返礼品事業者への取材や返礼品画像のサイトへの登録作業など、業務の実施に付随して発生する関連業務は、原則として受注者が行うこと。

- (5) そのほか、本業務の目的達成に寄与する提案を行い、実施すること。
- (6) 受注者は、実施したプロモーション業務の具体的内容及び効果の分析結果等をまとめた報告書を月毎に作成し、発注者に報告すること。その際、その時点でのプロモーション施策の進捗に応じた発注者による修正・改善指示の機会を設けること。また、インターネット広告に対してはGoogleアナリティクス等を用いたアクセス解析(地域、年齢層など)を行い、解析結果とそれに基づく効果検証を示した月次報告書を作成すること。
- (7) 受注者は本業務完了後、実施したプロモーション業務の具体的内容及び効果の分析結果等をまとめた「業務実績報告書」(任意様式)を発注者に提出するとともに、画像データ等を含む一式の成果物を保存したメディア(DVD等)を提出し、発注者の検査を受けること。

4. 業務実施体制

受注者は、本業務を遂行するため以下の条件を満たす者を配置すること。

- (1) 本業務の業務を統括しマネジメントを行う総合管理の責任者として業務責任者を、業務を実施する担当者として業務担当者をそれぞれ配置すること。
- (2) 業務責任者と業務担当者は、兼任しないこと。
- (3) 業務責任者は、原則、発注者との会議や打ち合わせに毎回出席すること。また必要に応じて業務担当者も同席すること。
- (4) 業務責任者は受注者に直接雇用されている者であること。

5. 業務の再委託

本業務の再委託は原則禁止とする。ただし、業務の専門性から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合に、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

6. 権利の帰属

本業務の履行における成果品の所有権・著作権等の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。ただし、成果品の全部または一部に、第三者が権利を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に発注者に通知し、当該成果物の取扱いについて協議のうえ定めるものとする。

7. 機密保護

- (1) 受注者は、個人情報の処理にあたり、個人情報の保護に関する法律及び「枚方市情報セキュリティポリシー」の規定ならびに別紙に示す「個人情報の保護に関する特記仕様書」の内容を遵守すること。
- (2) 受注者は、個人情報等、本契約に関して知り得た一切の事項を、契約期間のみならず終了後も第三者へ漏洩してはならない。
- (3) 受注者は、提供資料の盗難、毀損、もしくは汚損が生じた場合、または漏洩、滅失、紛

失等の事故が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、受注者の責任において本事務の遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は速やかに報告書を発注者へ提出すること。

- (4) 受注者は、発注者が承認したとき以外は、本業務に係る資料等を業務以外の用途に使用してはならない。また、当該資料等を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (5) 受注者は、データの漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、又は本業務の履行において支障が生じた場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、発注者が別途定める手順により、解決しなければならない。受注者は、事故への対応後、速やかに報告書を発注者へ提出しなければならない。
- (6) 受注者は、以上の事項に違反して発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。発注者が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

8. その他留意事項

- (1) 本業務の履行に関し、第三者の肖像権・所有権・著作権(以下、「第三者の権利」という。)を侵さないこと。また、第三者との間に第三者の権利に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任・負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。
- (3) 発注者は、必要がある場合は、受注者に対して業務の実施状況について調査又は報告を求めることができる。
- (4) 本契約の履行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、発注者と受注者の間で十分な協議を行い、決定するものとする。

9. 参考

- (1) 本業務の実施対象となるふるさと納税ポータルサイトは、「さとふる」「楽天ふるさと納税サイト」「ふるさとチョイス」「ふるなび」とする。
- (2) 寄附額実績
令和5年度 201,262千円(見込み)
(内訳) さとふる 69,959千円 楽天ふるさと納税 67,193千円
 ふるさとチョイス 56,638千円 ふるなび 7,472千円
令和4年度 151,800千円
令和3年度 85,316千円
※いずれもポータルサイトを通じての寄附の金額
- (3) 令和6年度寄附目標額 3億5,000万円

(4) 主な返礼品

令和5年度 寄附額上位10品※12月31日時点		
1	腸内フローラ検査サービス	7,282万5,000円
2	乳液	4,664万円
3	デコレーションボトル (シャンパン)	1,464万円
4	パターンオーダーメイドスーツ	900万5,000円
5	ストレッチポール	889万円
6	うまい棒専用ケース	530万2,000円
7	遊園地入園券	488万円
8	脳ドック検診受診券	140万円
9	男性用育毛剤	130万円
10	まつ毛美容液	122万円

令和5年度 寄附件数上位10品※12月31日時点		
1	乳液	3,767件
2	腸内フローラ検査サービス	1,862件
3	洋菓子 ギフトセット	527件
4	ストレッチポール	443件
5	串かつ串揚げ32本セット	84件
6	ゴルフショートコース利用券2枚	71件
7	遊園地入園券	67件
8	まつ毛美容液	59件
9	真昆布一等『三年熟成』	47件
10	目元用保湿クリーム	43件

(5) 返礼品提供数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ※12月31日時点
返礼品数 (追加数)	185種類 (+10)	188種類 (+35)	222種類 (+75)	228種類 (+30)	264種類 (+62)